

1 概要

介護保険制度は、制度開始以降介護を社会全体で支える制度として定着してきた。令和元年度末の取手市の人口は107,017人、その内65歳以上は36,565人、高齢化率は34.17%になる。住所地特例者を含めた65歳以上の第1号被保険者数は36,550人、その内要支援・要介護認定者数は4,790人で、被保険者の13.11%が介護の認定を受けている状況である。

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センター機能強化、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業及び認知症総合支援事業等を実施し、地域支援事業の充実を図り、住み慣れた地域でいつまでも元気に生き生きとした暮らしを続けられるよう、様々な事業に取り組んでいる。

(単位:千円)

区 分	R1	H30	前年度比(%)
1. 歳 入 総 額	8,403,791	8,242,258	101.96
2. 歳 出 総 額	8,198,962	7,954,943	103.07
3. 歳入歳出差引額	204,829	287,315	71.29
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	—	—	—
5. 実 質 収 支 額	204,829	287,315	71.29

2 歳入の状況

歳入決算額は8,403,791千円であり、詳細は以下のとおりである。

(単位:円)

款	R1	H30	前年度比(%)	R1総額における割合(%)
1. 介 護 保 険 料	2,013,208,820	2,028,092,575	99.27	23.95
2. 使用料及び手数料	284,330	276,300	102.91	0.01
3. 国 庫 支 出 金	1,617,835,823	1,539,657,318	105.08	19.25
4. 支 払 基 金 交 付 金	2,061,545,000	2,044,640,494	100.83	24.53
5. 県 支 出 金	1,180,630,388	1,138,741,630	103.68	14.05
6. 財 産 収 入	377,375	286,263	131.83	0.01
7. 繰 入 金	1,241,495,160	1,284,023,000	96.69	14.77
8. 繰 越 金	287,315,694	206,343,871	139.24	3.42
9. 諸 収 入	1,098,201	197,319	556.56	0.01
歳 入 合 計	8,403,790,791	8,242,258,770	101.96	100

3 歳出の状況

歳出決算額は 8,198,962 千円であり、詳細は以下のとおりである。

(単位：円)

款	R1	H30	前年度比 (%)	R1 総額に おける割合 (%)
1. 総務費	219,054,283	245,326,707	89.29	2.67
2. 保険給付費	7,490,360,551	7,264,334,064	103.11	91.36
3. 地域支援事業費	362,841,760	353,701,908	102.58	4.42
4. 諸支出金	126,705,214	91,580,397	138.35	1.55
歳出合計	8,198,961,808	7,954,943,076	103.07	100

4 介護保険状況

○ 要介護度別認定者数(令和 2 年 3 月 31 日現在)

(単位：人)

要介護度	R1			H30		
	第 1 号被保険者 (65 歳以上)	第 2 号被保険者 (40～64 歳)	合計	第 1 号被保険者 (65 歳以上)	第 2 号被保険者 (40～64 歳)	合計
要支援 1	557	8	565	487	9	496
要支援 2	531	17	548	484	14	498
要介護 1	1,290	21	1,311	1,193	20	1,213
要介護 2	788	12	800	812	14	826
要介護 3	589	12	601	616	15	631
要介護 4	609	9	618	584	8	592
要介護 5	426	7	433	386	8	394
合計	4,790	86	4,876	4,562	88	4,650

○ 負担割合別認定者数(令和 2 年 3 月 31 日現在)

(単位：人)

要介護度	R1					H30				
	第 1 号被保険者 (65 歳以上)			第 2 号被保険者 (40～64 歳)	合計	第 1 号被保険者 (65 歳以上)			第 2 号被保険者 (40～64 歳)	合計
	1 割	2 割	3 割	1 割		1 割	2 割	3 割	1 割	
要支援 1	483	47	27	8	565	406	45	36	9	496
要支援 2	476	33	22	17	548	421	38	25	14	498
要介護 1	1,131	97	62	21	1,311	1,043	98	52	20	1,213
要介護 2	698	57	33	12	800	720	55	37	14	826
要介護 3	532	38	19	12	601	548	44	24	15	631
要介護 4	549	34	26	9	618	530	36	18	8	592
要介護 5	389	23	14	7	433	353	20	13	8	394
合計	4,258	329	203	86	4,876	4,021	336	205	88	4,650

○ 居宅介護(介護予防)サービス受給者数(令和2年3月31日現在) (単位:人)

要介護度	R1			H30		
	第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40～64歳)	合計	第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40～64歳)	合計
要支援1	193	2	195	141	3	144
要支援2	269	8	277	242	7	249
要介護1	1,020	14	1,034	903	17	920
要介護2	639	10	649	637	13	650
要介護3	343	11	354	364	11	375
要介護4	222	5	227	196	5	201
要介護5	140	5	145	131	6	137
合計	2,826	55	2,881	2,614	62	2,676

○ 地域密着型(介護予防)サービス受給者数(令和2年3月31日現在) (単位:人)

要介護度	R1			H30		
	第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40～64歳)	合計	第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40～64歳)	合計
要支援1	1	0	1	0	0	0
要支援2	1	0	1	2	0	2
要介護1	282	4	286	235	3	238
要介護2	180	3	183	174	3	177
要介護3	107	4	111	96	2	98
要介護4	59	0	59	40	2	42
要介護5	22	1	23	27	1	28
合計	652	12	664	574	11	585

○ 施設サービス受給者数(令和2年3月31日現在) (単位:人)

要介護度	R1			H30		
	第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40～64歳)	合計	第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40～64歳)	合計
介護老人福祉施設	497	3	500	501	2	503
介護老人保健施設	356	6	362	351	6	357
介護療養型 医療施設	2	0	2	18	0	18
介護医療院	25	1	26	8	0	8
合計	880	10	890	878	8	886

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：高齢福祉課] P. 121

7001 介護保険事務に要する経費 83,264,817 円 (112,217,959 円)

[その他 83,264,817 円]

* 特財内訳

[財産収入：介護給付費準備基金利子 377,375 円]

[繰入金：事務費等繰入金 13,308,442 円]

[繰越金：前年度繰越金 69,579,000 円]

○ 目的

介護保険制度の整備、制度の適正かつ効率的な実施、被保険者に対する行政サービスの向上を図る。

○ 内容

- ・介護保険システムの保守管理
- ・高齢者福祉・介護保険事業運営委員会の開催

○ 効果

システムの保守管理を行うことによって介護保険業務を円滑に実施することができ、また、高齢者福祉・介護保険事業運営委員会を開催するなど、適正な制度運営を図った。

2 徴収費 1 賦課徴収費

[担当：高齢福祉課] P. 123

7501 保険料賦課徴収費に要する経費 6,462,572 円 (6,313,712 円)

[その他 6,462,572 円]

* 特財内訳

[手数料：保険料督促手数料 284,330 円]

[繰入金：事務費等繰入金 6,178,242 円]

○ 目的

市に住所を有する 65 歳以上の被保険者(第 1 号被保険者)の介護保険料を賦課徴収(特別徴収・普通徴収)し、介護保険の適正な運営を図る。

○ 内容

介護保険料賦課徴収(現年度分)

年 度		令和元年度	平成 30 年度
特別徴収者		33,129 人	32,619 人
普通徴収者		3,424 人	3,573 人
収納率	特別徴収	100.11%	100.09%
	普通徴収	90.44%	89.72%

○ 効果

第 1 号被保険者の保険料賦課徴収を行うことにより、保険給付費や地域支援事業の財源を確保することができた。

3 介護認定審査会費 1 介護認定審査会費

[担当：高齢福祉課] P. 125

7501 介護認定審査会に要する経費 12,779,935 円 (13,659,352 円)

[その他 12,779,935 円]

* 特財内訳

[繰入金：事務費等繰入金 12,779,935 円]

○ 目的

医療、保健、福祉の各分野の専門家 30 名で構成する介護認定審査会において申請者の要介護・要支援の審査判定を行う。

○ 内容

認定調査結果と主治医意見書をもとに、介護認定審査会で適正な審査を実施した。

年 度	R1	H30
介護認定審査会回数	119 回	130 回

○ 効果

要介護(支援)認定を行うことにより、被保険者が介護(支援)サービスを利用することが可能になった。

3 介護認定審査会費 2 認定調査等費

[担当：高齢福祉課] P. 127

7501 認定調査等に要する経費 42,241,599 円 (41,636,156 円)

[その他 42,241,599 円]

* 特財内訳

[繰入金：事務費等繰入金 42,200,082 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 41,517 円]

○ 目的

要介護・要支援認定を行うために、認定調査員による調査の実施及び認定調査票の作成、そして主治医意見書の作成依頼を行い、認定審査会に向けての準備を行う。

○ 内容

介護認定調査員が申請者に対して訪問調査を行った。また、医師に対し主治医意見書の作成依頼をした。

<認定調査件数>

年度	直営	委託
R1	3,266 件	631 件
H30	3,201 件	662 件

<新規申請者数及び認定者数>

年度	新規申請者数	新規認定者数
R1	1,558 人	1,400 人
H30	1,448 人	1,293 人

○ 効果

適切な介護認定を行うことができた。

2 保険給付費

1 介護サービス等諸費 1 居宅介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 129

7501 居宅介護サービス給付費に要する経費 2,736,231,283円(2,639,180,226円)

[国・県 937,883,367円 その他 1,798,347,916円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 537,629,618円]

[国補：財政調整交付金 48,873,649円]

[県負：介護給付費負担金 351,380,100円]

[保険料：682,497,421円]

[支払基金：介護給付費交付金 738,561,920円]

[繰入金：介護給付費繰入金 341,926,814円]

[繰入金：低所得者の保険料軽減に要する経費 34,545,000円]

[諸収入：第三者行為に係る損害賠償金 696,504円]

[諸収入：不正利得に伴う返納金 120,257円]

○ 目的

在宅要介護被保険者が、指定居宅サービス提供事業所から居宅サービスを受けた時に、居宅介護サービス給付費を支給する。

○ 内容

年 度	R1	H30
居宅介護サービス給付費	2,736,231,283円	2,639,180,226円

○ 効果

指定居宅サービス提供事業所から受けた、介護サービス費用の一定割合を保険給付することで、在宅要介護被保険者は、安心して居宅介護サービスを利用することができた。

1 介護サービス等諸費 2 地域密着型介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 129

7501 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 851,987,792円
(789,883,447円)

[国・県 292,113,952円 その他 559,873,840円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 170,397,558円]

[国補：財政調整交付金 15,217,920円]

[県負：介護給付費負担金 106,498,474円]

[保険料：223,338,662円]

[支払基金：介護給付費交付金 230,036,704円]

[繰入金：介護給付費繰入金 106,498,474円]

○ 目的

在宅要介護被保険者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着したサービスを受けた時に、地域密着型介護サービス給付費を支給する。

○ 内容

年 度	R1	H30
地域密着型介護サービス給付費	851,987,792 円	789,883,447 円

○ 効果

住み慣れた地域を離れずに、要介護被保険者のニーズに対応した介護サービスを提供することができた。

1 介護サービス等諸費 3 施設介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 129

7501 施設介護サービス給付費に要する経費 2,882,263,322 円 (2,873,647,285 円)

[国・県 988,289,297 円 その他 1,893,974,025 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 432,339,498 円]

[国補：財政調整交付金 51,553,717 円]

[県負：介護給付費負担金 504,396,082 円]

[保険料：735,480,013 円]

[支払基金：介護給付費交付金 778,211,097 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 360,282,915 円]

[繰入金：低所得者の保険料軽減に要する経費 20,000,000 円]

○ 目的

要介護被保険者が、指定施設サービスである指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設のサービスを利用した時に、食費、居住費、日常生活費を除く施設介護サービス給付費を支給する。

○ 内容

年 度	R1	H30
施設介護サービス給付費	2,882,263,322 円	2,873,647,285 円

○ 効果

施設サービス計画に基づいて、可能な限り居宅における生活と同様のサービスの提供と、居宅での生活復帰を目指したサービスが提供できた。

1 介護サービス等諸費 4 居宅介護福祉用具購入給付費

[担当：高齢福祉課] P. 129

7501 居宅介護福祉用具購入給付費に要する経費 8,014,938 円 (9,019,008 円)

[国・県 2,748,015 円 その他 5,266,923 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 1,602,988 円]

[国補：財政調整交付金 143,160 円]

[県負：介護給付費負担金 1,001,867 円]

[保険料：2,101,023 円]

[支払基金：介護給付費交付金 2,164,033 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 1,001,867 円]

○ 目的

在宅要介護被保険者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、居宅介護福祉用具購入給付費を支給する。

○ 内容

10万円を上限額として、購入費に対し保険給付分(9割から7割)を支給した。

年 度	R1	H30
支給件数・支給総額	(257件)8,014,938円	(268件)9,019,008円

○ 効果

居宅介護福祉用具購入給付費を支給することにより、要介護被保険者が在宅で自立した生活を送るための支援を行うことができた。

1 介護サービス等諸費 5 居宅介護住宅改修給付費

[担当：高齢福祉課] P.131

7501 居宅介護住宅改修給付費に要する経費 24,936,445円 (24,164,534円)

[国・県 8,549,751円 その他 16,386,694円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 4,987,289円]

[国補：財政調整交付金 445,406円]

[県負：介護給付費負担金 3,117,056円]

[保険料：6,536,798円]

[支払基金：介護給付費交付金 6,732,840円]

[繰入金：介護給付費繰入金 3,117,056円]

○ 目的

在宅要介護被保険者が、手摺りの取付け、段差解消等の住宅改修を行った時に、居宅介護住宅改修給付費を支給する。

○ 内容

20万円を上限額として、改修費に対し保険給付分(9割から7割)を支給した。

年 度	R1	H30
支給件数・支給総額	(250件)24,936,445円	(220件)24,164,534円

○ 効果

居宅介護住宅改修給付費を支給することにより、要介護被保険者が在宅で安全で快適な生活を送るための支援を行うことができた。

1 介護サービス等諸費 6 居宅介護サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P.131

7501 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 370,203,152円 (352,990,687円)

[国・県 126,928,468円 その他 243,274,684円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 74,040,630円]

[国補：財政調整交付金 6,612,444円]

[県負：介護給付費負担金 46,275,394円]

[保険料：97,044,439円]

[支払基金：介護給付費交付金 99,954,851 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 46,275,394 円]

○ 目的

在宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援を受けた時に、居宅介護サービス計画給付費を支給する。

○ 内容

年 度	R1	H30
居宅介護サービス計画給付費	370,203,152 円	352,990,687 円

○ 効果

居宅介護サービス計画給付費を支給することにより、適切な介護サービス計画を作成することができ、適切な介護サービスに繋げることができた。

2 介護予防サービス等諸費 1 介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 131

7501 介護予防サービス給付費に要する経費 118,274,419 円 (106,170,352 円)

[国・県 40,551,764 円 その他 77,722,655 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 23,654,884 円]

[国補：財政調整交付金 2,112,578 円]

[県負：介護給付費負担金 14,784,302 円]

[保険料：31,004,260 円]

[支払基金：介護給付費交付金 31,934,093 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 14,784,302 円]

○ 目的

要支援被保険者が、指定居宅サービス事業者から居宅サービスを受けた時に、介護予防サービス給付費を支給する。

○ 内容

年 度	R1	H30
介護予防サービス給付費	118,274,419 円	106,170,352 円

○ 効果

指定居宅サービス提供事業者から受けた介護予防サービス給付費を保険給付することで、要支援被保険者は安心して介護予防サービスを利用することができた。

2 介護予防サービス等諸費 2 地域密着型介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 133

7501 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費 1,040,732 円 (733,122 円)

[国・県 356,827 円 その他 683,905 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 208,146 円]

[国補：財政調整交付金 18,589 円]

[県負：介護給付費負担金 130,092 円]

[保険料：272,815 円]

[支払基金：介護給付費交付金 280,998 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 130,092 円]

○ 目的

在宅要支援被保険者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着したサービスを受けた時に、地域密着型介護予防サービス給付費を支給する。

○ 内容

年 度	R1	H30
地域密着型介護予防サービス給付費	1,040,732 円	733,122 円

○ 効果

住み慣れた地域で、要支援被保険者のニーズに対応した介護サービスを提供することができた。

2 介護予防サービス等諸費 3 介護予防福祉用具購入給付費

[担当：高齢福祉課] P.133

7501 介護予防福祉用具購入給付費に要する経費 2,785,550 円 (1,896,837 円)

[国・県 955,058 円 その他 1,830,492 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 557,110 円]

[国補：財政調整交付金 49,754 円]

[県負：介護給付費負担金 348,194 円]

[保険料：730,199 円]

[支払基金：介護給付費交付金 752,099 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 348,194 円]

○ 目的

要支援被保険者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、介護予防福祉用具購入給付費を支給する。

○ 内容

10 万円を上限額として、購入費に対し保険給付分(9割から7割)を支給した。

年 度	R1	H30
支給件数・支給総額	(104 件)2,785,550 円	(76 件)1,896,837 円

○ 効果

介護予防福祉用具購入給付費を支給することにより、要支援被保険者が在宅で自立した生活を送るための支援を行うことができた。

2 介護予防サービス等諸費 4 介護予防住宅改修給付費

[担当：高齢福祉課] P.133

7501 介護予防住宅改修給付費に要する経費 15,747,612 円 (12,781,625 円)

[国・県 5,399,252 円 その他 10,348,360 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 3,149,522 円]

[国補：財政調整交付金 281,278 円]

[県負：介護給付費負担金 1,968,452 円]

[保険料：4,128,053円]

[支払基金：介護給付費交付金 4,251,855円]

[繰入金：介護給付費繰入金 1,968,452円]

○ 目的

要支援被保険者が、手摺りの取付け、段差解消等の住宅改修を行った時に、介護予防住宅改修給付費を支給する。

○ 内容

20万円を上限額として、改修費に対し保険給付分(9割から7割)を支給した。

年 度	R1	H30
支給件数・支給総額	(140件)15,747,612円	(132件)12,781,625円

○ 効果

介護予防住宅改修給付費を支給することにより、要支援被保険者が在宅で安全で快適な生活を送るための支援を行うことができた。

2 介護予防サービス等諸費 5 介護予防サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P.133

7501 介護予防サービス計画給付費に要する経費 23,930,906円 (20,912,948円)

[国・県 8,204,989円 その他 15,725,917円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 4,786,181円]

[国補：財政調整交付金 427,445円]

[県負：介護給付費負担金 2,991,363円]

[保険料：6,273,209円]

[支払基金：介護給付費交付金 6,461,345円]

[繰入金：介護給付費繰入金 2,991,363円]

○ 目的

要支援被保険者が、地域包括支援センターから介護予防支援を受けた時に、介護予防サービス計画給付費を支給する。

○ 内容

年 度	R1	H30
介護予防サービス計画給付費	23,930,906円	20,912,948円

○ 効果

介護予防サービス計画給付費を支給することにより、介護予防のケアプランを作成することができ、適切な介護サービスに繋げることができた。

3 その他の諸費 1 審査支払手数料

[担当：高齢福祉課] P.135

7501 審査支払手数料に要する経費 6,832,647円 (6,485,460円)

[国・県 2,342,651円 その他 4,489,996円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 1,332,942円]

[国補：財政調整交付金 122,041円]

[県負：介護給付費負担金 887,668 円]

[保険料：1,791,100 円]

[支払基金：介護給付費交付金 1,844,815 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 854,081 円]

○ 目的

介護保険の適正な給付をするため、国保連合会にレセプト審査及び支払いを依頼する。

○ 内容

年 度	R1 (1件57円)	H30 (1件57円)
手数料	6,832,647 円	6,485,460 円

○ 効果

介護保険の適正な給付ができた。

4 高額介護サービス等費 1 高額介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P.135

7501 高額介護サービス費に要する経費 181,699,467 円 (165,081,902 円)

[国・県 62,251,306 円 その他 119,448,161 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 36,311,293 円]

[国補：財政調整交付金 3,245,455 円]

[県負：介護給付費負担金 22,694,558 円]

[保険料：46,845,355 円]

[支払基金：介護給付費交付金 49,020,246 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 22,694,558 円]

[諸収入：高額介護サービス費返納金 143,002 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 745,000 円]

○ 目的

介護サービスに係る利用者負担額が高額である時、高額介護サービス費を支給する。

○ 内容

利用者負担の合計額が、一定額を超えたときに、高額介護サービス費を支給した。

年 度	R1	H30
支給件数・支給総額	(9,174 件)181,699,467 円	(7,696 件)165,081,902 円

区 分		世帯の上限額	個人の上限度
生活保護の受給者等		15,000 円	
世帯全員が 市 民 税 非 課 税	高齢福祉年金受給者	24,600 円	15,000 円
	合計所得金額と課税年金収入額の 合計が 80 万円以下の方等	24,600 円	15,000 円
	合計所得金額と課税年金収入額の 合計が 80 万円を超える方等	24,600 円	
市民税課税世帯の方		44,400 円	
現役並み所得者相当の方		44,400 円	

○ 効果

介護サービス利用者の自己負担を軽減することができた。

5 高額医療合算介護サービス等費 1 高額医療合算介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 137

7501 高額医療合算介護サービス費に要する経費 22,468,053 円 (18,071,046 円)

[国・県 7,703,434 円 その他 14,764,619 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 4,493,611 円]

[国補：財政調整交付金 401,316 円]

[県負：介護給付費負担金 2,808,507 円]

[保険料：5,889,738 円]

[支払基金：介護給付費交付金 6,066,374 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 2,808,507 円]

○ 目的

医療及び介護の利用者の負担軽減を図る。

○ 内容

各医療保険における世帯内で、医療及び介護両制度において自己負担額が一定額を超えて高額となったときに、高額医療合算介護サービス費を支給した。

年 度	R1	H30
支給件数・支給総額	(798 件) 22,468,053 円	(657 件) 18,071,046 円

○ 効果

医療及び介護の自己負担を軽減することができた。

6 特定入所者介護サービス等費 1 特定入所者介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 137

7501 特定入所者介護サービス費に要する経費 243,767,638 円 (243,163,119 円)

[国・県 83,578,577 円 その他 160,189,061 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 37,709,082 円]

[国補：財政調整交付金 4,354,094 円]

[県負：介護給付費負担金 41,515,401 円]

[保険料：63,900,844 円]

[支払基金：介護給付費交付金 65,817,262 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 30,470,955 円]

○ 目的

低所得の要介護認定者へ施設給付(施設入所・短期入所)することにより、食費及び居住費の負担軽減を図る。

○ 内容

所得段階(利用者負担段階)に応じて補足給付を行った。

・自己負担の上限額(日額)

対 象 者	段 階	食 費	居 住 費			
			従来型 個 室	多床室	ユニット型 個 室	ユニット型 個室の 多床室
・生活保護の受給者等 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税	第1段階	300円	490円 (320円)	0円	820円	490円
世帯全員が 市民税非課税	前年の合計所得金額と課税及び非課税年金収入額の合計が80万円以下等	第2段階	490円 (420円)	370円	820円	490円
	前年の合計所得金額と課税及び非課税年金収入額の合計が80万円を超える等	第3段階	650円	1,310円 (820円)	370円	1,310円

※()の金額は、介護老人福祉施設に入所または短期入所を利用した場合の額

・特定入所者介護サービス決定者数(令和2年3月31日現在)

段 階	年 度	
	R1	H30
第1段階	38人	47人
第2段階	217人	212人
第3段階	493人	472人
合計	748人	731人

○ 効果

低所得の要介護認定者の施設入所及び短期入所の自己負担を軽減することができた。

3 地域支援事業費

1 介護予防生活支援サービス事業費 1 介護予防・生活支援サービス事業費

[担当:高齢福祉課] P. 139

7501 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費 149,774,959 円
(150,258,048 円)

[国・県 71,077,014 円 その他 78,697,945 円]

* 特財内訳

[国補:地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 32,463,029 円]

[国補:保険者機能強化推進交付金 20,050,000 円]

[県補:地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 18,563,985 円]

[保険料:18,772,680 円]

[支払基金:地域支援事業支援交付金 40,098,210 円]

[繰入金:地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業) 19,827,055 円]

○ 目的

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することを目的とする。

○ 内容

平成 28 年度から介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、市の独自事業等を活用することにより、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスを実施した。

(現行相当サービス事業)

従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスを実施した。

区分	R1 年度		H30 年度	
	延べ利用人数 (要支援者・事業対象者)	事業費	延べ利用人数 (要支援者・事業対象者)	事業費
現行訪問介護相当サービス	2,556 人	47,325,350 円	2,499 人	46,499,669 円
現行通所介護相当サービス	3,863 人	97,002,848 円	3,765 人	98,195,138 円

(通所型サービス A:元気ハツラツ教室)

社会福祉法人等に委託し、げんきサロン藤代・福祉交流センター・福祉会館の 3 会場で運動機能の維持向上を目的とした運動を行った。

年度	回数	参加実人数	参加延人数
R1	86 回	30 人	678 人
H30	93 回	39 人	876 人

(住民主体によるサービス)

地域住民が主体となり、通いの場や訪問型による生活支援サービスを行う団体に対して、補助金を交付した。

- ①訪問型サービス：住民主体による家事支援などの生活援助、移動支援
- ②通所型サービス：住民主体による体操、運動など自主的な通いの場
- ③住民ボランティアによる見守りや訪問と通所を一体的に実施

年度	区分	補助金交付団体数
R1	①	4 団体
	②	3 団体
	③	2 団体
H30	①	3 団体
	②	3 団体
	③	1 団体

(第1号生活支援事業)

社会福祉法人に委託し、要支援者及び事業対象者の一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食サービスを実施した。なお、要介護者等については、従来どおり任意事業（配食サービス）において実施した。

年度	施設名(1日の限度数)	実利用者数	延配食数	委託金額
R1	ふれあいの郷(30食)	5人	927	514,932円
	はあとぴあ(25食)	10人	1,823	1,013,331円
	さらの杜(25食)	5人	1,217	675,411円
	藤代なごみの郷(30食)	5人	1,035	575,080円
	合計	25人	5,002	2,778,754円
H30	ふれあいの郷(30食)	6人	614	337,700円
	はあとぴあ(25食)	15人	2,003	1,101,650円
	さらの杜(25食)	14人	1,491	820,050円
	藤代なごみの郷(30食)	7人	1,083	595,650円
	合計	42人	5,191	2,855,050円

○ 効果

虚弱な高齢者に対し、運動機能の維持向上や閉じこもり予防を図るとともに、活動的で生きがいのある人生を送ることができるよう支援することができた。

1 介護予防生活支援サービス事業費 2 介護予防ケアマネジメント費

[担当:高齢福祉課] P. 139

7501 介護予防ケアマネジメントに要する経費 19,599,793円 (17,833,476円)

[国・県 6,734,269円 その他 12,865,524円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 4,284,295円]

[県補：地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 2,449,974円]

[保険料：5,123,606円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 5,291,944円]

[繰入金：地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業) 2,449,974円]

○ 目的

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

○ 内容

介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスを含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行なった。なお、平成30年度から介護予防ケアマネジメントについても、介護予防支援と同様に国民健康保険団体連合会に審査・支払を依頼している。

(介護予防ケアマネジメント・介護予防支援実績)

年度	センター名	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	
		件数	金額
R1	はあとびあ	2,815件	13,257,990円
	緑寿荘	1,870件	8,909,315円
	さらの杜	1,842件	8,729,425円
	藤代なごみの郷	2,745件	13,069,525円
H30	はあとびあ	2,715件	21,899,875円
	緑寿荘	1,794件	8,524,690円
	さらの杜	1,763件	8,341,292円
	藤代なごみの郷	2,551件	11,758,123円

○ 効果

地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所が実施する介護予防ケアマネジメントに基づき、要支援者が要介護状態になることを防ぐことができた。

2 一般介護予防事業費 1 一般介護予防事業費

[担当：健康づくり推進課] P.141

7501 介護予防普及啓発事業に要する経費 9,550,657円(11,422,866円)

[国・県 3,281,498円 その他 6,269,159円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 2,087,666円]

[県補：地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 1,193,832円]

[保険料：2,496,650円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 2,578,677円]

[繰入金：地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業) 1,193,832円]

○ 目的

介護認定を受けていない元気な高齢者を対象にきらり笑顔教室や脳活教室（回想法スクール）・取手プラン生命の樹等の介護予防教室を開くことで、高齢者の健康の保持増進を図る。

○ 内容

- ・ 需用費 740,696 円
取手プラン生命の樹事業の通知用紙、封筒印刷等。介護予防普及啓発品の作成購入。
- ・ 通信運搬費 1,859,481 円
取手プラン生命の樹事業通知の郵送料及び新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、取手プラン生命の樹事業の中止案内通知の郵送料。
- ・ 委託料 6,950,480 円
取手プラン生命の樹、きらり笑顔教室、脳活教室（回想法スクール）の一般介護予防事業の委託。

○ 効果

一般介護予防事業の実施により、介護予防の知識を身につけることができ、認知症予防を含めた健康の保持増進を図ることができた。

[担当：高齢福祉課・健康づくり推進課] P. 141

8001 地域介護予防活動支援事業に要する経費 9,882,693 円 (8,949,507 円)

[国・県 3,395,582 円 その他 6,487,111 円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 2,160,245 円]

[県補：地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 1,235,337 円]

[保険料：2,583,447 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 2,668,327 円]

[繰入金：地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業) 1,235,337 円]

○ 目的

介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする。

○ 内容

(介護予防講座・シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会・チューブ体操指導者養成講習会・介護予防拠点施設の事業運営・地域介護予防支援事業補助金)

- ・ 報償費 43,000 円
介護予防講座の講師謝礼。
- ・ 需用費 213,993 円
チューブ体操テキストの増刷等。
- ・ 火災保険料 22,360 円
体組成計2台分の損害保険料。
- ・ 委託料 6,709,077 円
シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会及びチューブ体操指導者養成講習会の委託等。介護予防拠点施設（いきいきプラザ、げんきサロン戸頭西・稲・藤代）の指定管理料8,112,000 円のうち事業運営費6,117,000 円。

・補助金 2,180,251 円

地域で自主的に介護予防に取り組む 11 団体及び地域住民・高齢者にボランティアで介護予防活動を行っている市内の 2 団体に補助金を交付。

(介護支援ボランティア事業)

65 歳以上の要介護認定未取得の高齢者が、市内の指定された介護保険施設及び老人保健施設等でボランティア活動に従事。市は従事した時間数に対して、ポイントを付与 (1 時間単位=1 ポイント)。累積したポイントに対し、翌年度に交付金を交付する。

(1 ポイント=100 円。上限は 50 ポイント。)

介護支援ボランティア事業委託料 @231,481×1.08 =250,000 円

介護支援ボランティア交付金申請者 102 名 @100×2,515 ポイント=251,500 円

○ 効果

介護予防講座を開催することで介護予防の知識の普及啓発だけでなく、地域組織活動へのきっかけづくりとなった。

シルバーリハビリ体操指導士やチューブ体操指導者を養成することで、地域の健康づくりを担う人材育成ができた。

介護予防拠点施設事業では、地域の高齢者が施設を利用し、交流を図ることで閉じこもり予防や健康の増進、生きがいがづくりにつながった。

地域で自主的に介護予防に取り組む団体や介護予防活動を行っている団体に補助金交付を行ったことで、より一層介護予防活動が広がり、健康の維持増進と地域づくりを推進できた。

介護支援ボランティア事業では、自発的なボランティア活動による介護予防を広く促進することができた。

3 包括的支援事業費・任意事業費 1 総務費

[担当：高齢福祉課] P. 145

7601 地域包括支援センターに要する経費 114,027,672 円 (108,321,221 円)

[国・県 65,850,977 円 その他 48,176,695 円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 43,900,653 円]

[県補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 21,950,324 円]

[保険料：26,226,371 円]

[繰入金：地域支援事業繰入金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 21,943,503 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 6,821 円]

○ 目的

高齢者がいつまでも自分らしく、可能な限り住みなれた地域で自立した生活を続けられるように、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の専門職員が互いに連携をとりながら継続的・包括的に支援していくことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

○ 内容

平成 27 年度から地域包括支援センターを 4 ヲ所の社会福祉法人等に委託し、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者等の相談に応じ、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの紹介・申請代行などを行うことにより福祉の向上を図った。

4 ヲ所の地域包括支援センターの職員 20 名で、介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業及び地域ケア会議を実施した。

(地域包括支援センター別総合相談延べ件数) ※電話＋訪問＋窓口

年度	センター名	業務委託料	介護保険 関連	高齢者福祉 関連	認知症関連
R1	はあとびあ	30,640,000 円	2,365 件	1,931 件	737 件
	緑寿荘	27,180,000 円	3,021 件	3,175 件	638 件
	さらの杜	23,210,000 円	2,139 件	1,018 件	176 件
	藤代なごみの郷	29,597,000 円	8,677 件	10,167 件	1,088 件
H30	はあとびあ	30,447,000 円	2,212 件	2,318 件	902 件
	緑寿荘	24,534,000 円	3,168 件	3,480 件	531 件
	さらの杜	21,036,000 円	2,213 件	1,442 件	37 件
	藤代なごみの郷	28,542,000 円	7,637 件	8,854 件	697 件

○ 効果

地域包括支援センターの主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等の専門職が連携をとり、要介護状態になるおそれのある高齢者を中心に適切できめ細かな相談体制を構築し、できる限り自立した生活を送り、要介護状態になることを予防することができた。

3 包括的支援事業費・任意事業費 2 任意事業費

[担当：高齢福祉課] P. 147

8001 介護給付費等適正化事業に要する経費 995,827 円 (1,095,295 円)

[国・県 575,090 円 その他 420,737 円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 383,393 円]

[県補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 191,697 円]

[保険料：229,040 円]

[繰入金：地域支援事業繰入金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 191,697 円]

○ 目的

受給者に介護サービスの利用実績を通知することにより、利用したサービスの種類や回数・費用額などが事実と相違ないかの確認を促し、架空請求などの不正発見と防止を図る。

○ 内容

介護サービス利用者に、実際に利用したサービスの種類・回数・費用額を年 2 回通知した。

年度	R1	H30
通数・金額	(9,049 通)551,597 円	(8,415 通)521,295 円

○ 効果

介護サービス費用の通知により、利用者がサービス内容を確認し、今後の計画を立てることに寄与することができた。また、利用者に対し通知を行うことで、事業者に対して不正防止の意識を高めることができた。

[担当：高齢福祉課] P. 147

8202 紙おむつ支給に関する経費 13,835,340 円 (12,797,956 円)

[国・県 7,989,909 円 その他 5,845,431 円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 5,326,606 円]

[県補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 2,663,303 円]

[保険料：3,182,128 円]

[繰入金：地域支援事業繰入金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 2,663,303 円]

○ 目的

在宅要介護高齢者等に対して紙おむつを支給することにより、介護にあたる家族の負担を軽減し、在宅要介護高齢者の健康増進を図る。

○ 内容

支給条件: 要介護認定 3 以上の在宅高齢者

要介護認定 1 以上の在宅認知症高齢者

支給回数: 年 4 回(4 月・7 月・10 月・1 月)宅配

年度	支給者数	フラットタイプ [°]	テープ止めタイプ [°] S・M・L	はくパンツ S・M・L・LL	尿取り パット [°]	総支給数
R1	421 人	96 袋	764 袋	3,053 袋	1,736 袋	5,649 袋
H30	407 人	80 袋	731 袋	2,629 袋	1,712 袋	5,152 袋

○ 効果

紙おむつを支給することにより、在宅要介護高齢者等の健康増進と、家庭介護の負担軽減を図ることができた。

[担当：高齢福祉課] P. 147

8206 認知症高齢者見守り事業に関する経費 1,015,226 円 (932,991 円)

[国・県 586,293 円 その他 428,933 円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 390,862 円]

[県補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 195,431 円]

[保険料：普通徴収分 233,502 円]

[繰入金：地域支援事業繰入金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 195,431円]

○ 目的

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築を行う。

○ 内容

徘徊のおそれのある認知症高齢者を対象に利用者登録し、見守りキーホルダーやステッカーを配布。クラウドシステムにて登録管理することで、各地域包括支援センターのスマートフォンにて夜間・休日においても閲覧を可能とし、徘徊保護時の問合せに24時間対応できる体制を整えた。

年度	日常生活圏域	地域包括支援センター	登録者総数	うち年度内登録者数	登録取消者	保護件数
R1	第1圏域	はあとびあ	54	19		
	第2圏域	緑寿荘	41	14		
	第3圏域	さらの杜	39	10	1	
	第4圏域	藤代なごみの郷	31	8		
	第5圏域		29	5		
		合計		194	56	1
H30	第1圏域	はあとびあ	35	12		2
	第2圏域	緑寿荘	27	5		2
	第3圏域	さらの杜	30	11	1	2
	第4圏域	藤代なごみの郷	23	6		
	第5圏域		24	6		
		合計		139	40	1

○ 効果

徘徊症状のある認知症高齢者が身に着けることにより、保護時に速やかに身元を確認し、親族へ連絡し、ご本人やご家族の安心に繋げることが出来た。

[担当：高齢福祉課] P. 147

8301 配食サービスに関する経費 5,365,038円 (6,106,315円)

[国・県 1,718,916円 その他 3,646,122円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 1,145,944円]

[県補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 572,972円]

[保険料：684,590円]

[繰入金：地域支援事業繰入金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 2,961,532円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯で、身体的に買物や調理が困難な方を対象に、弁当の配達をし、安否の確認、栄養摂取の補助、孤独感の解消を図る。

○ 内容

介護施設4ヶ所に委託(@550円 H31.4～R1.9、@561円 R1.10～R2.3)して、弁当の配達を実施した。

年度	施設名(1日の限度数)	実利用者数	延配食数	委託金額
R1	ふれあいの郷(30食)	19人	2,532	1,405,547円
	はあとぴあ(25食)	18人	2,926	1,625,338円
	さらの杜(25食)	21人	2,704	1,503,513円
	藤代なごみの郷(30食)	9人	1,295	720,434円
	合計	67人	9,457	5,254,832円
H30	ふれあいの郷(30食)	25人	2,981	1,639,550円
	はあとぴあ(25食)	22人	2,657	1,461,350円
	さらの杜(25食)	17人	2,903	1,596,650円
	藤代なごみの郷(30食)	22人	2,046	1,125,300円
	合計	86人	10,587	5,822,850円

○ 効果

配食サービスの実施により、食生活の援助とともに安否の確認や孤独感の解消を図ることができた。

[担当：高齢福祉課] P. 147

8401 認知症サポーター等養成事業に要する経費 157,705円 (56,268円)

[国・県 91,074円 その他 66,631円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 60,716円]

[県補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 30,358円]

[保険料：36,273円]

[繰入金：地域支援事業繰入金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 30,358円]

○ 目的

認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせる町づくりを市民の手で展開するための養成講座を実施。

○ 内容

認知症キャラバンメイト(認知症サポーターを養成する指導者)が、全国共通のテキストを用い「認知症の基礎知識」の講義を実施し、「認知症の人への対応」の部分においては寸劇等を用いて各団体や市民向けに実施し、認知症サポーターを養成した。

また、昨年度は認知症サポーター養成講座を受講した人を対象に、認知症の方への接し方をさらに一歩深く学び、地域での活動に活かしていただくために「認知症サポーターステップアップ講座」を開催した。

○ 効果

認知症に対する正しい知識や対応について学んでいただき、認知症の方とその家族

に対して温かい目で見守る応援者となっている。

(認知症サポーター養成講座)

年度	回数	養成数 (人)
R1	19 回	605 人
H30	13 回	346 人

(認知症サポーターステップアップ講座)

年度	回数	受講者数 (人)
R1	1 回	34 人

[担当：高齢福祉課] P. 147

8501 成年後見制度利用支援事業に要する経費 3,839,930 円 (1,684,899 円)

[国・県 2,217,560 円 その他 1,622,370 円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 1,478,373 円]

[県補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 739,187 円]

[保険料：883,183 円]

[繰入金：地域支援事業繰入金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 739,187 円]

○ 目的

成年後見制度の申立てにあたり援助が必要と認められる者に対し、市長が申立人となり成年後見制度の利用を促進する。

○ 内容

身寄りのない重度の認知症高齢者等であって、介護保険サービス等の利用が困難な方のうち、成年後見人等による支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がない場合などに、老人福祉法第 32 条に基づき市長が後見などの審判の申立てを行なった。

また、取手市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、成年後見人等に対し、報酬等に関する支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある場合等、成年後見人の業務に対する報酬を助成した。

(市長申立件数および受任件数)

年度	市長申立件数	職種別後見人		
		弁護士	司法書士	成年後見サポートセンター等 (※)
R1	25 件	14 件	-	11 件
H30	32 件	20 件	3 件	9 件

※成年後見サポートセンター等には、行政書士、社会福祉士、NPO 法人とりで市民後見の会も含まれる

(成年後見人報酬助成件数)

年度	報酬助成 件数	職種別後見人		
		弁護士	司法書士	社会福祉士
R1	11 件	11 件	-	-
H30	4 件	3 件	-	1 件

○ 効果

判断能力が不十分な高齢者を中心に、安心して地域生活を送るために日常的な生活に必要な金銭管理や必要な福祉サービスが利用出来るように支援を行うことが出来た。

3 包括的支援事業費・任意事業費 3 在宅医療・介護連携推進事業費

[担当：高齢福祉課] P. 149

7501 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 3,206,807 円 (3,707,138 円)

[国・県 1,851,931 円 その他 1,354,876 円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 1,234,621 円]

[県補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 617,310 円]

[保険料：737,566 円]

[繰入金：地域支援事業繰入金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 617,310 円]

○ 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。

○ 内容

市民が住み慣れた地域で生活することを支えるため、在宅医療において積極的役割を担う公益社団法人取手市医師会に委託し、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員等の多職種協働による在宅医療・介護の支援体制を構築した。

年度	在宅医療・介護連携推進事業内容				
	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討会議(在宅連携拡大連携協議会等の開催)	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進(在宅連携協議会事務局会議)	医療・介護関係者の研修(多職種連携フォーラム、地域リーダー研修会等)	地域住民への普及啓発(在宅シンポジウム等の開催)	在宅医療介護連携に関する関係市区町村の連携会議
R1	1 回	12 回	2 回	3 回	2 回
H30	1 回	12 回	2 回	3 回	2 回

○ 効果

関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、取手市が中心となって取手市医師会等と緊密に連携しながら、地域の関

係機関の連携体制の構築を推進することができた。

3 包括的支援事業費・任意事業費 4 生活支援体制整備事業費

[担当：高齢福祉課] P. 149

7501 生活支援体制整備事業に要する経費 3,558,600円(2,187,000円)

[国・県 2,055,092円 その他 1,503,508円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 1,370,061円]

[県補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 685,031円]

[保険料：818,477円]

[繰入金：地域支援事業繰入金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 685,031円]

○ 目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

○ 内容

地域包括支援センターを中心に、生活支援コーディネーターの配置、各地区において座談会及び第2層協議体を実施し介護予防・生活支援サービス等に関する情報共有、連携強化等を行った。

また、行政が主体となり第1層協議体を設置し、第2層協議体の設置状況や検討状況等について、情報共有を実施した。

年度/地域包括支援センター名	第2層（日常生活圏域）								第1層
	はあとびあ		緑寿荘		さらの杜		藤代なごみの郷		市
	座談会	協議体	座談会	協議体	座談会	協議体	座談会	協議体	協議体
R1	16回	4回	10回	4回	16回	4回	10回	4回	1回
H30	11回	4回	14回	2回	16回	4回	8回	6回	2回

○ 効果

様々な団体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することができた。

3 包括的支援事業費・任意事業費 5 権利擁護事業費

[担当：高齢福祉課] P. 149

7501 権利擁護事業に要する経費 84,600円(76,680円)

[国・県 48,857円 その他 35,743円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 32,571円]

[県補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 16,286円]

[保険料：19,457円]

[繰入金：地域支援事業繰入金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 16,286円]

○ 目的

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。

○ 内容

日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐために、成年後見制度の普及・啓発活動を行うNPO法人とりで市民後見の会に対し、補助金を交付した。

成年後見制度普及・啓発活動事業補助金 @75,000円

○ 効果

判断能力が不十分な高齢者を中心に、安心して地域生活を送るために日常的な生活に必要な金銭管理や必要な福祉サービスが利用できるように支援を行なった。

3 包括的支援事業費・任意事業費 6 地域ケア会議推進事業費

[担当：高齢福祉課] P. 149

7501 地域ケア会議推進事業に要する経費 1,098,900円 (570,240円)

[国・県 634,615円 その他 464,285円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 423,077円]

[県補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 211,538円]

[保険料：252,747円]

[繰入金：地域支援事業繰入金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 211,538円]

○ 目的

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とする。

○ 内容

支援困難なケースを多職種で検討する「地域ケア個別会議」を地域包括支援センター等が主催し、地域課題を検討する「地域ケア推進会議」を市で実施した。

また、平成 30 年 10 月以降、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を居宅サービス計画に位置づけた場合、当該居宅サービス計画の届出が義務づけられた。

そのため、市が理学療法士等の多職種による地域ケア個別会議を主催し、ケアプランの妥当性を確認した。

○ 効果

個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりに着実に結びつけていくことで、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進に繋がった。

年度	実施主体	分類	開催回数
R1	地域包括支援センター	地域ケア個別会議	75 回
	市	地域ケア推進会議	2 回
		地域ケア個別会議	1 回
H30	地域包括支援センター	地域ケア個別会議	77 回
	市	地域ケア推進会議	2 回
		地域ケア個別会議	1 回

3 包括的支援事業費・任意事業費 7 認知症総合支援事業費

[担当：高齢福祉課] P. 151

7501 初期集中支援事業に要する経費 906,200 円（696,800 円）

[国・県 523,331 円 その他 382,869 円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金

（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業） 348,887 円]

[県補：地域支援事業交付金

（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業） 174,444 円]

[保険料：208,425 円]

[繰入金：地域支援事業繰入金

（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業） 174,444 円]

○ 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を平成 29 年 1 月から地域包括支援センター緑寿荘、藤代なごみの郷及びさらの杜に設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

○ 内容

認知症に係る専門的な知識・技能を有する認知症サポート医の指導の下、複数の専門職が、家族の訴え等により医療や介護サービスを受けていない認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対し、訪問、観察・評価、家族支援等の初期支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行った。

(初期集中支援チーム活動実績)

内容/年度	R1	H30
新規相談件数	8 件	8 件
訪問回数	40 回	42 回
チーム員会議	36 回	24 回

○ 効果

認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置することで、認知症の早期診断及び早期対応に向けた支援体制を構築することができた。

[担当：高齢福祉課] P. 151

7601 地域支援・ケア向上事業に要する経費 985,224 円 (1,273,100 円)

[国・県 568,967 円 その他 416,257 円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 379,311 円]

[県補：地域支援事業交付金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 189,656 円]

[保険料：226,601 円]

[繰入金：地域支援事業繰入金

(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 189,656 円]

○ 目的

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築することを目的とする。

○ 内容

平成 28 年 12 月以降、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を 2 名ずつ配置し、医療機関や関係機関との連携を図りながら相談業務等を行い、当該推進員を中心として、様々な団体が認知症カフェ（オレンジカフェ）等を開催している。

認知症カフェ（オレンジカフェ）については、平成 29 年度以降「取手市認知症カフェ事業運営補助金交付要綱」に基づき、補助金の交付等の支援を図ることで、認知症の症状がある者及びその家族等の居場所づくり、交流、情報交換及び相談並びに認知症に関する啓発を行っている。

平成 30 年 7 月から回想法スクールにおいて養成したレミニシャンが、介護保険施設または通所介護事業所を対象に回想法を実施し、認知症の重度化防止を図っている。

(レミニフレンド事業)

また、認知症地域支援推進員や日本認知症本人ワーキンググループと連携し、認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合う場として「本人ミーティング」を月 1 回実施している。

(認知症カフェ実施状況)

年度	認知症カフェ(オレンジカフェ)		
	開催回数	延参加者数	実施主体
R1	40回	523人	社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体
H30	40回	720人	

(レミニフレンド事業)

年度	実施事業所数	レミニション派遣者数
R1	3箇所	210人
H30	3箇所	260人

○ 効果

認知症高齢者本人やその家族、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することで、安心して在宅生活を継続することができた。

4 その他諸費 1 審査支払手数料

[担当：高齢福祉課] P. 151

7501 審査支払手数料に要する経費 633,213円(611,952円)

[国・県 217,566円 その他 415,647円]

* 特財内訳

[国補：地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 138,414円]

[県補：地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 79,152円]

[保険料：165,527円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 170,968円]

[繰入金：地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業) 79,152円]

○ 目的

平成28年度から実施している介護予防・日常生活支援総合事業にかかる審査及び支払いの事務を国民健康保険団体連合会が行なうことで、円滑な事業費の支払いを目的とする。

○ 内容

茨城県国民健康保険団体連合会に審査支払手数料を支払った。

年度	R1 (1件57円)	H30 (1件57円)
審査支払手数料	633,213円	611,952円

○ 効果

国民健康保険団体連合会が行う審査及び支払い事務が円滑に実施できた。